別紙２

ＧＡＰ認証取得支援の取組における留意事項

第１の２に掲げるＧＡＰ認証取得支援について、認証取得候補者が行う取組に対する留意事項（助成額の上限等）は次のとおりとする。

１　ＧＡＰ認証の取得に必要な審査の受審

（１）助成額の上限

ア　本取組に要する費用の上限は、審査員の現地審査に要する旅費を除き、９万円とする。

ただし、認証取得候補者が複数経営体により構成される団体等（以下「複数経営体団体等」という。）である場合には、現地審査の受審日数を明らかにした上で、９万円に現地審査の受審日数（同日に複数の審査員がそれぞれ異なる農場等において現地審査を実施する場合にあっては、延べ受審日数）を乗じて得た額を上限とする。

イ　審査員の現地審査に要する旅費については、実際に要した費用の３／４を上限とする。

（２）本取組の実施にあたっては、認証取得候補者はＧＡＰ認証の審査を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにすること。この際、見積書には、現地審査に要する見込み日数及び審査員の現地審査に要する旅費（概算）を記載させること。

２　ＧＡＰ認証の取得に係る研修指導の受講

（１）助成額の上限

ア　本取組に要する費用の上限は、指導者による現地指導に要する旅費を除き、研修指導１日につき4.5万円とする。この場合において、上限適用後における費用の合計額が22.5万円を超える場合にあっては、助成額は22.5万円とする。

ただし、認証取得候補者が複数経営体団体等である場合には、前段の規定に関わらず、研修指導の受講日数を明らかにした上で、4.5万円に研修指導の受講日数を乗じて得た額を上限とする。

イ　研修指導のうち指導者による現地指導に要する旅費にあっては、実際に要した費用の３／４を上限とする。

（２）本取組の実施にあたっては、認証取得候補者は研修指導を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにすること。この際、見積書には、研修指導に要する見込み日数及び研修指導のうち指導者による現地指導に要する旅費（概算）を記載させること。

（３）研修指導のうち現地指導を行う指導者は、通算で５経営体以上に対し、ＧＡＰ認証の取得支援を行った実績を有する者に限ることとし、当該実績に係る情報を見積書に添付させること。

３　ＧＡＰ認証取得のための環境整備

本取組に要した費用の上限及び留意事項は、次に掲げるとおりとする。

なお、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が20万円（認証取得候補者が複数経営体団体等である場合にあっては、20万円に取組経営体数を乗じて得た額）を超える場合にあっては、助成額は20万円（認証取得候補者が複数経営体団体等である場合にあっては、20万円に取組経営体数を乗じて得た額）とする。

（１）ＩＣＴを活用した情報システムの利用

ア　助成の対象は、ＩＣＴシステム導入から12ヶ月以内分のＩＣＴシステム利用料に限る。

イ　助成額の上限は、アの費用について10万円とする。

ただし、認証取得候補者が複数経営体団体等である場合には、10万円に取組経営体数を乗じて得た額をもって上限とする。

（２）分析・調査の実施

ア　本取組に要した費用の合計額の上限は、6.5万円とする。

ただし、認証取得候補者が複数経営体団体等である場合には、6.5万円に取組経営体数を乗じて得た額を上限とする。

イ　検体数及び検査項目（成分）数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

（３）　認証対応設備の改修及び資材の導入

ア　本取組に要した費用の合計額の上限は、10万円とする。

ただし、認証取得候補者が複数経営体団体等である場合には、10万円に取組経営体数を乗じて得た額（５経営体以上にあっては50万円）を上限とする。

イ　１つの改修・資材につき、取得単価は50万円未満に限ること。

ウ　設備・資材等の維持管理等に係る経費は助成の対象外とする。

エ　申請にあたっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所及び必要数量等を明示すること。

４　上限額に係る消費税及び地方消費税の取扱い

本紙に記載された金額は、全て消費税及び地方消費税を除いた額とする。